

## 8 教育・研究関係

### ア 教育主体等

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
学校法人における財務情報の開示促進 (文部科学省)	b 財務書類及び事業報告書のインターネット上のホームページにおける公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、その更なる推進方策について検討する。	平成16年度以降継続的に検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】ア に移行)
国立大学法人の評価に基づく組織の見直し (文部科学省)	b 国立大学法人の活動及びその成果の評価を行った結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていないと判断された場合は、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について適切な措置が採られるようにする。評価の結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていない場合の組織の見直しについて、改廃・統合等を含め、大学改革の一環として、速やかに検討を開始し、結論を得る。	最初の中期目標期間終了時までに速やかに結論			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】ア aに移行)
	c 国立大学が要請される機能・役割に沿った目標・計画に関する評価基準として、国立大学法人評価委員会により「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」が取りまとめられているが、その評価基準が国立大学法人の継続的な質の向上に真に資する内容となっているか、評価に関する作業が過重な負担となっていないか等の観点から、継続的に見直す。また、その結果について、審議内容も含め広く公表する。		平成17年度以降継続的に実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】ア bに移行)
株式会社、NPO等による学校経営の解禁 (文部科学省)	株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進める。	平成16年度以降検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】ア に移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
学校に関する「公設民営方式」の解禁 (文部科学省)	<p>a 以下の点に留意しながら、「公私協力学校法人」方式による公設民営学校を導入する。</p> <p>公設民営方式の地方公共団体にとっての意義は、多様な教育ニーズに応えることが困難である公立学校の運営に際して民間の創意と工夫を活用すること、公立学校の設置・管理に要する公的資金をより効率的にすることにある。このため、「公私協力学校法人」にあっても、この趣旨を踏まえて、地方公共団体の設置意図の下でサービス内容が多様で柔軟、かつ生徒・保護者の満足度が十分に高いものであるとともに、運営等に当たって公私協力学校法人に対して支出される公的資金はできるだけ効率的に、かつ私立学校間の公平性が確保されるように使われることが望ましいこと。</p> <p>「公私協力学校法人」に参加する民間主体の選定・継続に当たっては、地方公共団体の政策意図その他の条件をあらかじめ公表した上で、公正な審査により行われることが必要であり、教育サービスに関する品質と地方公共団体の財政上の負担の有無・その程度等を勘案して、地方公共団体やその住民にとって最も有利となるような主体が選ばれる必要があること。</p> <p>「公私協力学校法人」方式による公設民営学校は、あくまでも私立学校の一類型として設立されるものであり、「民間のノウハウの活用」を導入の目的としている以上、その運営にあたり地方公共団体の政策意図が、学校運営に適切に反映されると同時に、NPO法人等の自由な創意工夫とイニシアチブが最大限発揮される制度とすること。</p> <p>「公私協力学校法人」の適切な運営を確保する観点から、財務、経理、カリキュラム、入学選抜、単位認定、教職員に関する情報等、運営全般に関する情報の公開を徹底するとともに、保護者や生徒による学校・教職員の評価を最大限重視する制度とすること。</p> <p>「公私協力学校法人」の適切な運営や公費の適切な使用を確保する観点から、地方公共団体の政策意図の実現が十分にされない場合や、生徒や保護者の評価を得られない運営がなされる場合には、地方公共団体から設立時に出資、譲渡その他提供をした財産等については、地方公共団体に返還・返上する等、民間事業者のモラルハザードが生じないように配慮される必要があること。</p> <p>さらに、「公私協力学校法人」が適切に運営されていない場合、在籍する生徒等の移籍等に配慮した上で、地方公共団体が必要な措置を採ることによって協力を解消できるようにすること。</p> <p>[構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成17年法律第57号)]</p>		措置		(文部科学省) 構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成17年法律第57号)により、構造改革特区において、高等学校・幼稚園を対象として、地方公共団体と民間が協力して設置運営する公私協力学校法人制度を創設した(平成17年10月1日施行)。

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
	b 契約に基づき公立学校の運営を包括的に管理・運営委託する方式については、行政事務の民間委託の基本的な在り方等に関する考え方の整理を踏まえつつ、引き続き検討を行う。		平成17年度以降 引き続き検討		(文部科学省) 行政事務の民間委託の基本的な在り方等に関する考え方の整理の状況を踏まえつつ、検討。
経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化 (文部科学省)	教育パウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行う。		研究・ 検討開始	検討・ 結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】アに移行)

## イ 初等・中等教育

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
構成員、運営を含む私立学校審議会の見直し (文部科学省)	c 私立学校審議会の運営の公正を期するため、委員名簿や議事概要等について各都道府県のホームページ等において公開することを促進するため、公開の実態について調査を行い、結果を公表する。		平成17年度以降 継続的に実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】イに移行)
年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化 (文部科学省)	高等学校以下で、異なる学年の児童生徒による学習集団を編成し行う習熟度別指導の可能性について、検討を進めるとともに、学校教育における年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化について検討を進める。	平成16年度から検討開始			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】イに移行)
学校の自己点検評価の促進 (文部科学省)	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の自己点検評価については、平成14年度より各学校の設置基準に盛り込まれたところである。 また、その後中央教育審議会においても、自己点検評価の重要性に着目し、一層推進する旨の提言がなされている。 そこで、自己点検評価の実施・公表の義務化や、生徒や保護者、地域住民等による外部評価の在り方について、授業内容及び教員の質の評価を含めて学校評価をより多面的に行う観点から検討し、速やかに結論を得る。		検討	結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】イに移行)
コミュニティ・スクールの法制化 (文部科学省)	b 平成16年6月にコミュニティ・スクールが法制化され、学校運営協議会を通じて、地域住民や保護者が一定の権限を持って学校運営に参画することが可能となった。そこで、その適切な運用に向けたフォローアップの一環として、学校運営協議会制度の活用状況に関する情報を公開する。		平成17年度以降 継続的に実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】イ aに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
	c 社会や地域住民・保護者のニーズに応じた多様な機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資するというコミュニティ・スクール導入の意義を踏まえ、例えば、運営についての第三者による評価の推進、学校運営協議会の運営状況や協議内容の地域住民や保護者等への情報公開の徹底など、地域に開かれ、地域に支えられる学校を作るための地方の主体的な取り組みについて、国としても、これを促進するための方策を講ずる。		平成17年度以降 継続的に実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】イ bに移行)
教科書採択地区の町村単位の設定の容認 (文部科学省)	公立小・中学校の教科書は、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定されているが、適正かつ公正な採択を確保しつつ、学校教育の自主性、多様性を確保することの重要性も踏まえ、将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書採択地区の小規模化を検討する。 よって、町村のニーズ等を踏まえ、町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化について検討し、結論を得て、所要の措置を講じる。	平成16年度以降 継続的に検討・逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】イ に移行)
22 児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立 (文部科学省)	a 学校教育の成果は教員の資質と熱意に負うところが極めて大きいことから、教員がその資質能力を高め、それを最大限に発揮できるようにすることが重要である。このため、教員一人一人の能力や実績を的確に評価することが求められていることから、平成17年度中に55の教育委員会が、教員の能力や実績を評価するためのシステムに取り組んでいるところであり、そのシステムにおける結果を配置や処遇、研修等に反映するよう、取り組みを促す。		措 置		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】イ に移行)

## ウ 高等教育

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
大学の情報公開の促進 (文部科学省)	c 通知等において示された「教育研究活動等の状況」として望ましい内容について公開状況を毎年調査し、情報公開が進まない場合は、その更なる促進方策を講ずる。	平成16年度以降継続的に実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】ウ に移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
大学・学部・学科の設置等の弾力化 (文部科学省)	a 大学の校地面積基準については、構造改革特区における特例措置の状況等を踏まえ全国拡大を図ることについて検討を進め、遅くとも平成16年6月までに結論を得る。	6月までに 検討・結論	検討・ 結論	検討・ 結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】ウ aに移行)
	c 学部・学科の設置認可の弾力化について、平成15年度から施行された制度改革の実施状況等を踏まえ、今後更に検討する。	平成16年度以降検討、 できる限り速やかに結論			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】ウ bに移行)
複数の評価機関の評価に基づく国立大学法人の評価 (文部科学省)	中期目標終了時に行われる国立大学法人の評価を、独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価とは別に、認証評価機関の評価結果等も重要視して、多様な観点から実施することについて、国立大学法人評価委員会において検討し、結論を得る。	国立大学法人設立後の最初の中期目標終了時まで措置			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】ウ に移行)
質の高い学生の確保のための仕組み作り (文部科学省)	a 「質」の高い優秀な学生が我が国を留学先として選択するよう、留学先教授の指名、留学生宿舎への優先入居等他の留学生との差別化を図るなど、我が国への留学を促すような仕組みを構築する。	逐次実施			(文部科学省) ・ 海外における日本留学説明会の開催など留学情報の適切な提供・相談体制の強化、留学を円滑に実施するための国内外における日本留学試験の実施及び当該試験の成績優秀者に対する奨学金の優先予約、国費外国人留学生に対する成績基準の明確化など選抜方法の見直し及び宿舎の優先確保等の取組を推進している。 ・ 国費外国人留学生制度については奨学金支給期間延長基準も明確化し、さらに、平成18年度から、国際的に魅力のある留学生受入プログラムに国費留学生を優先配置しており、平成19年度においても引き続き実施している。 ・ 平成19年度から、経済産業省と連携して、優秀な留学生の日本企業・日系企業への就職を支援する「アジア人財資金構想」を実施している。
	b 受け入れた留学生についても、留学期間中の成績等に応じて奨学金の給付を見直すなど、優秀な留学生の更なる就学意欲向上のための仕組みを構築する。	逐次実施			(文部科学省) ・ 国費外国人留学生制度については、私費外国人留学生の中で特に優秀な者を国費外国人留学生として採用する国内採用制度も推進している。またこれまで、高等専門学校生、専修学校留学生として採用された者の奨学金支給期間は学部卒業まで、学部留学生として採用された者の奨学金支給期間は修士課程終了までであったが、平成19年度から、面接等厳格な審査を行い、特に優秀な留学生についてはそれぞれ引き続き上級課程まで奨学金支給期間の延長を認めることとした。 ・ 私費外国人留学生に対する学習奨励費については、平成17年度以降、成績評価を厳格化し奨学金支給を実施している。

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
渡日前入学許可の推進 (文部科学省、外務省)	渡日前入学許可については、留学希望者の負担軽減の観点から、更に推進すべきである。このため、昨年より実施されている日本留学試験については、在外公館の協力を得て、その実施国・都市の拡大を速やかに図る。	逐次実施			(文部科学省、外務省) 渡日前入学許可実施校数は、平成16年度は56校、平成17年度は70校、平成18年度は72校であり、平成19年度は76校に拡大している。 また、日本留学試験の実施国・都市数については、平成16年度は11カ国・14都市、平成17年度は12カ国・15都市であったが、平成18年度に13カ国・16都市に拡大し、平成19年度に至っている。
親日派人材の育成のための留学後のアフターケアの充実 (外務省)	留学・帰国後の現地におけるネットワークづくりへの支援、親日家・知日家集団である各国の帰国留学生会等の活動全般への支援を更に充実する。	逐次実施			(外務省) 帰国留学生会の組織化・活動支援に引き続き積極的に取り組んでいる。平成19年8月現在、帰国留学生会(JICA研修生の同窓会組織を含む)は、世界100カ国以上に290組織以上設立されている。また、平成18年秋より、国費留学生から帰国後の連絡先を聴取し、在外公館に通報することにより、元日本留学生のネットワーク化の促進に役立っている。
22 教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保 (文部科学省)	制度の創設が検討されている教職大学院の修了者の採用・処遇については、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業生や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応する。			逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】ウに移行)

## エ 研究開発等

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
研究者の資質向上のための機会の拡大 (内閣官房、【人事院】)	国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究員について、自己啓発等の一定の活動を行う場合に一定期間公務を離れることを認める休業制度について、対象活動の範囲や既存制度との整合性などの課題を検討し、所要の措置を講ずる。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	平成18年度までに措置			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】エに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
大学と企業の実務者等による交流の推進 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	産学官連携を推進する観点から、大学と企業の研究の第一線のリーダーや実務者を中心にシーズとニーズの情報交換や対話・交流等の場を構築する。	措置・継続的推進			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】エ に移行)
競争的研究資金制度の改善 (総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	d 研究者、事務担当者に対して、研究費の適正な経理・管理の徹底を図る。	平成16年度以降継続的に措置			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】エ に移行)
科学技術振興機構の実施する業務 (文部科学省) <市場ウ の再掲>	b 科学技術振興機構は、文部科学省が行う科学技術振興調整費の審査事務・執行事務の一部(新規課題の公募の受付、一部の審査・評価ワーキンググループの運営、課題管理等)を受託している。競争的研究資金の在り方については、特定の研究に資金が集中・重複する傾向の是正や、費用対効果の明確化を特殊法人等整理合理化計画等でも求められているところである。 したがって、科学技術振興調整費の配分が適正に行われ、その結果、社会的にも最大限の効果を生むことを可能とするためには、当該研究費を受けて行われる研究の審査・事後評価に関して、公的資金に見合う社会経済的な効果が得られるかどうか、あるいは実施済みの研究についてそのような効果が得られたかどうかを検証するための、より公正性・透明性の高い、反証可能性のある厳正な枠組みの構築を図る。今年度から、総合研究に関する5年後の追跡評価を試行的に行っているところであるが、そのような取り組みを一層促進し、広く社会経済的な効果の計測につなげるとともに、その範囲を更に広げていく。		逐次実施	(文部科学省) 科学技術振興調整費の中間・事後評価については、審査・評価者の選定に際して、科学技術・学術審議会(科学技術振興調整費審査部会、研究評価部会)において、その選定基準を定めており、性別、年齢、所属する大学等の多様性を考慮した委員構成とすることとしている他、利害関係者の排除についても、委員の中立性確保のため、「利益相反」に係る規定をもうける等、審査・評価者について多様性・中立性・公平性を確保するシステムを構築している。 また、審査にあたっては、投資効果を明確に判断する観点から、提案書において、定量的な目標も含めた達成目標であるミッションステートメント等の作成を求めており、審査時の活用は勿論のこと、事後評価の評価基準にも、ミッションステートメント等の達成状況を盛り込み、目標とする成果を明確にしつつ審査・評価を行っている。 加えて、審査(評価)結果は、確定の前に、総合科学技術会議の確認を受けており、事後的な検証も行われていると考える。 さらに、事後評価の数年後に、当該課題の成果から生み出されたアウトカムやインパクトを確認する「追跡評価」の導入に向けて、平成17年度より試行的な取組を行っており、平成20年度評価より、本格的に実施すべく、現在検討を進めているところである。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
	<p>c 科学技術振興調整費のような基礎的な研究は社会にもたらす効果が間接的・拡散的で、しかもそれを見定めるために長期間を要するという特徴はあるが、それゆえに一層の効率的で科学技術の振興に寄与する資金配分を助長するため、厳正な審査・評価体制を早急に構築する必要がある。国家資金たる巨額な経費の配分にあたる審査者・評価者については、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識(研究業績等)や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて、厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする。</p> <p>いずれにせよ、審査・評価については、事後的に第三者が審査者・評価者の資質・能力・適正を厳格に判定できる仕組みとする。</p> <p>併せて、優れた研究者・技術者等の協力を得ながら、より質の高い審査・評価の体制を構築する。</p>			逐次実施	<p>(文部科学省)</p> <p>科学技術振興調整費の中間・事後評価については、審査・評価者の選定に際して、科学技術・学術審議会(科学技術振興調整費審査部会、研究評価部会)において、その選定基準を定めており、性別、年齢、所属する大学等の多様性を考慮した委員構成とすることとしている他、利害関係者の排除についても、委員の中立性確保のため、「利益相反」に係る規定をもうける等、審査・評価者について多様性・中立性・公平性を確保するシステムを構築している。</p> <p>当該選定基準においては、審査・評価者の基準として、博士の学位を有する教授・准教授であることや、研究実績が優れていること等を含めており、厳正な審査・評価に必要な審査・評価者を選定することとしている。</p> <p>また、審査(評価)結果は、確定の前に、総合科学技術会議の確認を受けており、事後的な検証も行われていると考える。</p> <p>さらに、事後評価の数年後に、当該課題の成果から生み出されたアウトカムやインパクトを確認する「追跡評価」の導入に向けて、平成17年度より試行的な取組を行っており、平成20年度評価より、本格的に実施すべく、現在検討を進めているところである。</p> <p>併せて、優れた技術者の協力を得ながら、より質の高い審査・評価を確保する観点から、審査・評価を実施するに際し、審査・評価者やPO(プログラムオフィサー)以外の知見者から意見を聴く必要があると判断された場合には、メールレビュー(知見者に審査書類等を送付して意見を伺い、それを審査・評価者に提供すること)を積極的に実施することとしている。</p>
	<p>d 科学技術振興調整費においては、事務処理が煩瑣ではないかという指摘があることを踏まえ、執行事務の改善を行うとともに、業務の効率化を図るための検討も行う。</p>			執行事務の改善につき逐次実施、業務の効率化につき検討	<p>(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】エに移行)</p>



規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
統計業務の民間開放推進 (総務省及び関係府省)	a 指定統計については、国が直接調査等を行っているものを速やかに民間開放するとともに、地方公共団体を通じて実施しているものについても、国と地方の役割分担等について検討し、民間開放を推進する		逐次実施		<p>(総務省) 国直轄調査である科学技術研究調査については、平成19年調査から公共サービス改革法による民間競争入札を開始しており、20年以降の調査についても引き続き同様の措置を講じたところ。</p> <p>地方公共団体を通じて実施している調査については、「公共サービス改革基本方針」等を踏まえ、順次、政省令改正等の必要な環境整備を措置するなど、地方公共団体における民間開放を推進。</p> <p>(文部科学省) 従前より可能なものから民間委託を適宜推進しているところ。</p> <p>(経済産業省) これまで国が実施している「経済産業省企業活動基本調査」については平成20年度調査から競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年6月25日法律第51号)に基づき、民間事業者の活用を実施予定。地方公共団体経由調査については、有識者による研究会を新設し、民間事業者の活用の可能性について検討を実施。</p>
	b 指定統計以外の承認統計については、既に包括的な委託を受けて民間が実施している調査もあり、極力幅広く民間開放を推進する。		逐次実施		<p>(総務省) 総務省所管の承認統計について、引き続き民間事業者への委託を推進。</p> <p>(文部科学省) 従前より可能なものから民間委託を適宜推進しているところ。</p> <p>(経済産業省) 既に経済産業省所管の多くの承認統計では包括的に民間事業者の活用を実施。平成19年度においては新たに海外事業活動基本調査及び外資系企業動向調査について包括的な業務の範囲において民間事業者の活用を実施。</p> <p>(防衛省) 駐留軍関係離職者帰すう状況調査については、民間を含む外部委託を検討した結果、一時、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に委託したが、契約制度の見直しにより当面の間、本省で実施。近年、調査対象者が減少傾向にあるが、米軍再編による駐留軍等労働者の雇用への影響を勘案し、調査の必要性及び外部委託について引き続き検討。</p>